

令和4年度 博物館(学芸員)実習生募集のご案内

足立区生物園では、学芸員の資格取得を目指す学生を支援するため、令和4年度も博物館(学芸員)実習を行います。

1. 対象者

実習の対象者は、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 実習受講時に大学4年生以上である者。
- (2) 大学において博物館実習以外の必要科目(博物館法施行規則第1条の規定に基づく)の単位を修得済ないし修得見込みの者。
- (3) 水族館、動物園、自然史(動物)系博物館の学芸員を希望する者。

2. 日程・人数

日程：令和4年8月21日(日)～8月30日(火)の10日間

募集人数：足立区内大学枠※6名程度、その他大学枠6名程度

(※帝京科学大学、東京未来大学、東京電機大学、東京藝術大学、文教大学、放送大学)

3. 応募方法等

- (1) 募集期間 4月1日(金)～6月30日(木) 必着
 - (2) 下記の応募書類をとりまとめ、大学を通じて足立区生物園宛に郵送すること。
 - ① 博物館(学芸員)実習申込書(大学が記入) 様式第1号
 - ② 実習申込理由書(学生が記入) 様式第2号
 - ③ 実習生調査書(身上書)(学生が記入) 様式第3号
 - ④ 誓約書(学生及び保証人が直筆署名) 様式第4号
- ※ 応募書類(エクセル形式)は「足立区生物園ホームページ」でダウンロードできます。

ホームページアドレス ⇒ <https://www.seibutuen.jp/>

- (3) 宛先 〒121-0064 足立区保木間2-17-1 足立区生物園 実習担当宛

4. 大学への確認事項

足立区生物園は、博物館法第2条第1項に規定する「博物館」、及び第29条に規定する「博物館に相当する施設」ではありません。また平成26年4月1日から、園の管理運営は園長を含めて民間指定管理者が行っております。足立区生物園における実習が博物館法施行規則第1条に規定する「博物館に関する科目の単位(博物館実習)」として認定されるには、各大学から足立区生物園を同施行規則第2条第1項に規定する「大学においてこれに準ずると認められた施設」として認めてもらえることが必要です。実習を希望される方は、この点を必ず大学に確認した上でお申し込みください。

5. 選考の方法

受け入れ予定数を超えて応募がある場合には、応募書類をもとに選考します。

6. 受け入れの通知

7月中旬頃までに、足立区生物園長より、受け入れの可否を書面(実習承諾書または不可通知書)にて、大学宛に通知します。

7. 事前説明会

実習に先立ち、受け入れ対象者を集め、実習についての事前説明会を行います。

日程：令和4年8月19日(金) 13:30～

8. 実習の費用

教材費等の実費負担を除き、実習に関わる費用は無料です。

9. 修了証など

修了証、評価票、出勤簿等は大学の書式を使用し、足立区生物園長が発行します。

10. 注意事項等

- ① 実習中に不適切な態度や行動が認められる場合は、実習を中止する場合があります。
- ② 実習生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、足立区生物園は一切の責任を負いません。
- ③ 実習生に起因する事由により、生物園が損失・損害を受けた場合には、実習生並びに保証人が連帯してこれを賠償すること。
- ④ 実習に関わる傷害保険等は実習生が各自の責任で加入すること。
- ⑤ 実習生は実習で知りえた個人情報等を、実習中・後に関わらず漏らしてはならない。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、実施日の変更または中止の可能性があります。

申込・問合せ先

足立区生物園 実習担当 TEL:03-3884-5577 E-mail info@seibutuen.jp